

「〇 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELL ながさき メールマガジン Vol.95 2019.4.26 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

//_/_/ I N D E X _/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

- ・ 特集 …… YELL ながさき 定期法律相談について
- ・ 5月の予定 …… 定期法律相談
4月27日～5月6日、5月21日 YELL なが
さきはお休みになります
- ・ 編集後記 …… 気圧差や寒暖差に気をつけましょう

■ 特集 -----

◆ YELL ながさき 定期法律相談について

過去のメールマガジンや YELL ながさき 通信にて、定期法律相談に
関する説明をさせていただきましたが、日々様々な問い合わせがご
ざいます。

再びこの場を借りて、Q&A形式で少しだけ記載説明いたします。

Q1：子どもが成人を過ぎたひとり親ですが、法律相談を受けること
はできますか。

A1：できます。

子どもさんが成人を過ぎても、相談者様は再婚をしていない、
またはパートナーがない場合、寡婦（寡父）さんですので、応
対いたします。

Q2：相談したい内容が、離婚に関することや養育費等といった旨でないのですが、相談して良いのでしょうか。

A2：離婚に関することや養育費等以外の困りごと、お悩みでも是非問い合わせください。

Q3：YELL ながさきの相談員さん、法律相談時に同席してください。

A3：ご希望があれば同席いたしますので、遠慮なくお声かけください。秘密は必ず守ります。

以上、問い合わせについて一部記載しましたが、詳細等は来所時やお電話、メールにてご確認いただけますと幸いです。

■ 5月の予定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

5月15日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行っております。まずはご相談ください<(_ _)>

◆ 4月27日～5月6日、5月21日 YELL ながさきはお休みになります

4月27日（土）～5月6日（月）連休後、7日（火）からは通常どおり10時開館となります。

また、5月21日（火）は長崎西洋館の休館日に伴い、YELL ながさきもお休みとなります。

ご迷惑をおかけしますが何卒よろしく願いいたします。

